

開催日時：2003 年 9 月 30 日（火） 15：00～17：45

場 所：大阪府立体育館 第 2 競技場

参加者数：委員 36 名、河川管理者 20 名、一般傍聴者 289 名

1 決定事項

- ・淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書」の構成は次の 4 部構成とし、次回委員会（10/29）での確定をめざす。

河川整備の方針について：基礎原案 1～4 章についての委員会の意見。

河川整備の内容について：基礎原案 5 章（整備内容シートを含む）についての委員会の意見。

計画策定における住民意見の反映について：委員会の意見。住民参加部会にて案を作成する。

部会意見：各部会にて作成する。

- ・各委員は 10/13 までに意見書素案（資料 2-2）への意見を提出する。
- ・今後の流域委員会についての具体的な内容は、意見書とりまとめ後、1 ヶ月程度で数名の委員で案を作成し全委員に諮る。

2 審議の概要

第 24 回委員会以降の状況報告

資料 1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」をもとに、委員会、部会等の開催状況が説明された。

意見書の作成方針に関する意見交換

資料 2-1「委員会意見書の作成方針（案）」を用いて、意見書の構成、作成スケジュール、今後の流域委員会、について説明が行われ、「1 決定事項」の通り、了承された。なお、整備内容シートに対する意見については、できるだけ地域別部会で各部会関連部分について意見集約した後、作業部会にて案を作成することとなった。

意見書（素案）- 河川整備の方針について - に関する意見交換

作業部会リーダーの今本委員より、資料 2-2「淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書（素案）- 河川整備の方針について -」（意見書の にあたるパート）の説明が行われた後、意見交換が行われた。主な意見は次の通り。

< 流域全体としての対応について >

- ・素案では、基礎原案での指定区間に対する記述を評価しているが、「流域全体・社会全体で対応する」という提言の観点から考えると、「もっと強く記述すべき」と意見すべき。また、関係省庁、自治体等の連携についても、積極的かつ主体的に連携していくべきという提言の立場から記述した方がよい。

- ・河川管理者が整備計画の中で権限や法的な根拠の及ばない部分にまで言及できるように、河川管理者を支援する意味も込めて、「河川管理者は自らの権限外のことにも踏み込んでいかなければならない」と意見書の前段で明記しておいた方がよい。

< 河川整備の目標について >

- ・素案の「3 治水」では、目標の達成期間を考慮して計画を立てるべきとあるが、これは整備計画全体にあてはまるので、意見書の前段に記述すべき。

< 社会的合意について >

- ・河川管理者は、委員会や自治体や住民の意見を反映しながら整備計画を策定していくことが社会的合意を得る一つのシステムだと考えているが、これと社会的合意を得るということは、同じことなのか、別のことなのか、明確なご審議を頂きたい。(河川管理者)

< 住民参加について >

- ・河川レンジャーについて、住民参加による川づくりの中での役割についても追記しておく必要がある。
- ・河川管理者は住民参加の試行と並行して、河川ごとに検討会をつくり、住民参加のルール作りも進めていくべき。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者5名から、「整備計画では淀川環境委員会について明確に位置付けるべき」「素案では、確率洪水による治水安全度の考え方に優位性を認めているが、これは委員会の合意事項なのか」「前回委員会での滋賀県知事の意見も一般意見と同等の扱いをするという決定は承知した。今後、滋賀県としてはこの決定を踏まえた対応をしたい」「基礎原案には大津放水路の2期区間の記述がない。整備計画では事業内容や期間について明確にしてほしい。このままでは地元の計画も進まない」「今日出された整備方針に関する意見書素案は提言と同じ観点から書かれており、安堵している。整備内容に関する意見も同じ観点で作成頂きたい」等の意見が出された。

なお、2点目の意見に対して委員から、「素案の確率洪水に関する記述は一般論であり、この委員会で確率洪水が優位と決めた訳ではない」との意見が出された。

以上

このお知らせは委員の皆様にご会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。